

宝塚市告示 第 75 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第63条第1項の規定により、兵庫県知事から阪神間都市計画道路事業の事業計画変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、これを宝塚市都市安全部建設室道路建設課において縦覧に供する。

令和6年（2024） 4月 1日

兵庫県宝塚市長 山崎晴恵

記

1. 施行者の名称

宝塚市

2. 事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業 3. 5. 862号 競馬場高丸線

3. 事業施行期間

自 平成29年4月21日

至 令和10年3月31日

4. 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし